

# 鳴門市郵便入札実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、鳴門市が発注する物品及び建設コンサルタント業務を除く業務委託等(以下「物品等」という。)に係る競争入札において、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を実施することにより、競争性の確保及び入札参加者の事務の省力化を図るため、必要な事項を定める。

## (対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、物品等応募型指名競争入札とする。ただし、市長が郵便入札によらないことが適当と認める入札については、この限りでない。

## (郵便入札に係る指名の通知)

第3条 郵便入札においては、通知をする書面(以下「通知書」という。)に、鳴門市契約に関する規則(昭和41年規則第23号。以下「規則」という。)第20条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

## (入札書等の送付方法)

第4条 郵便入札の入札参加者は、入札書等を一般書留郵便又は簡易書留郵便で入札書等の到達期限までに入札書等の送付先へ到達するように送付しなければならない。

2 前項の規定により入札書を送付する場合は、表側に「入札書在中」「物品(業務)名」及び「提出期限 年 月 日」と朱書きするものとする。

## (入札書の管理等)

第5条 入札執行従事者は、入札書等が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、撤回又は差し替えをすることができない。

## (入札書の開札)

第6条 市長は、前条第1項の規定により保管した封筒を、規則第6条による公告及び第20条第2項による通知に記載した執行日時に開封し、入札書の開札を行うものとする。

2 市長は、郵便入札の参加者のうち開札会場に立会いを希望する者がいるときは、これを立ち合わせなければならない。

3 市長は、開札に立ち会う参加者がいないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

4 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、前項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## (入札の無効)

第7条 入札心得に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

( 1 ) 第 3 条第 2 号の到達期限までに到達しなかったとき。

( 2 ) 第 4 条に規定する送付方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

( 入札を延期する場合等の措置 )

第 8 条 市長は、郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。